障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項又は第五十一条の十四第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者又は指定一般相談支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十五年八月十六日

奈良県知事　荒　井　正　吾

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類又は一般相談支援事業者	指定年月日
株式会社幸和	大和高田市旭北町九―一八	バンビ	大和高田市旭北町九―一八	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	平成二十五年八月一日
株式会社日健マネジメント	大阪市西区西本町一―一〇―三	ケアセンターにっけん	橿原市曽我町九一二―一	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	平成二十五年八月一日
特定非営利活動法人ひかり８１	橿原市曲川町六―一九―六	生活支援センターはるかぜ	橿原市曲川町六―一九―六	生活介護	平成二十五年八月一日
医療法人泰山会	吉野郡下市町新住一四五―三	訪問介護事業所ぼたん	吉野郡下市町新住一五五―一	居宅介護 重度訪問介護	平成二十五年八月一日
社会福祉法人柊の郷	葛城市寺口布施一六八九―一	大和	葛城市寺口一六五六―二	生活介護	平成二十五年八月

	社会福祉法人桜井市社会福祉協議会	桜井市桜井五三五―一	社会福祉法人桜井市社会福祉協議会相談支援事業所「こころ」	桜井市桜井五三五―一
	地域移行支援	地域定着支援		
一日	平成二十五年八月一日			